

今月のトピックス

令和2年5月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

【新型コロナウイルス雇用調整助成金】

新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を余儀なくされた会社が多くなり、雇用調整助成金の需要が増大しています。

申請を行う上でご不明点が多いかと思いますが、役所にお問い合わせをしても繋がらないという状況になっておりますので、顧問先会社様からのお問い合わせで質問の多い項目をピックアップし、ご案内させていただきます。

【雇用調整助成金 Q&A】

Q. 雇用保険未加入者の申請方法・計算方法はどのようなのでしょうか。

- ・雇用保険未加入者に関しましては申請書類が被保険者とは別様式となり、助成率・上限額につきましては被保険者と同様になります。
- ・計算方法は対象者へ実際に支払った休業手当総額を休業総日数で割り、平均した金額をもとに計算されます。

Q. 休業協定書に記載をする休業手当の支払率の記載はどのようなのでしょうか。

- ・休業協定書に記載された支払率が助成金の計算時に使用するものになります。
- ・就業規則に支払率の規定がある場合でも、休業協定書に記載された支払率が使用されます。
- ・また基本給と手当とで支払率を変えることは可能ですが、助成金の計算時には低い支払率での計算になりますのでご注意ください。

Q. 生産指標の低下はどの月と比べればいいのでしょうか。

- ・計画届を提出した日の前月の生産指標と、その前年又は前々年同月の生産指標を比較し、5%以上減少していれば、助成金の対象となります。
- ・※休業の初日が3月中の場合、生産指標が10%以上減少となりますのでご注意ください。

例) 計画届の提出が令和2年4月の場合→平成31年3月又は平成30年3月での比較になります。
※原則前年又は前々年での比較になりますが、適切な比較が出来ない場合、計画届提出月の前々月からさかのぼった1年間での比較をします。

Q. 従業員に新型コロナウイルスの感染者が出た場合、雇用調整助成金の対象になるのでしょうか。

- ・事業所内に新型コロナウイルスの感染者が発生し、事業主が自主的に休業等を行った場合、感染者以外の者の休業手当は雇用調整助成金の対象となりますが、患者本人の休業手当は雇用調整助成金の対象外となります。
- ・その場合患者本人には、健康保険制度から傷病手当金が支給されます

Q. 雇用したばかりの人や内定後、1日も勤務していない人も対象になるのでしょうか。

- ・6か月未満の労働者を休業等させた分についても助成対象となり、内定後1日も勤務していなかった場合でも、助成金の対象となります。

Q. 複数の雇用保険適用事業所番号がある場合、適用事業所ごとに申請が可能でしょうか。

- ・雇用保険適用事業所ごとに申請が可能です。この場合の生産指標要件は、適用事業所ごとの売り上げから確認することとなります。

※こちらの雇用調整助成金につきましては、政府の方針に応じて情報が切り替わることがございます。

新たな情報が政府から発表されましたら、随時情報を発信させていただきます。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。